



後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療は75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の全ての方が加入する医療制度です。

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。

■平成29年度の保険料

7月中旬に、平成29年度の保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。
 なお、保険料率は次のとおりです。

均等割額 40,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) × 所得割率7.93%	=	年間保険料額 (上限57万円) ※100円未満切捨て
-----------------	---	--	---	----------------------------------

(※)「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額と山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

■保険料の軽減

所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方は、均等割額と所得割額が軽減されます。

均等割額の軽減		
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計		軽減割合
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	9割軽減
	上記以外の場合	8.5割軽減
33万円 + (27万円 × 被保険者の数) 以下の場合		5割軽減
33万円 + (49万円 × 被保険者の数) 以下の場合		2割軽減
所得割額の軽減		
被保険者本人の賦課のもととなる所得金額		軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合：年金収入額211万円以下)		2割軽減

※均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※65歳以上(1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

◎会社の健康保険等の被扶養者であった方

後期高齢者医療加入の前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方は、均等割額が7割軽減され、所得割額はかかりません。

保険料の納め方(特別徴収・普通徴収)

年額18万円以上の年金を受給している方は、原則として年金から保険料が天引きされ(特別徴収)、それ以外の方は、納付書や口座振替で納めていただきます(普通徴収)。

※複数の年金を受給中の場合は、年金受給額の合計ではなく、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定し、特別徴収される年金は介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

◆特別徴収

①4・6・8月は仮徴収として、年間保険料が決定するまで、仮算定された保険料を納めていただきます。基本的には、前年度の2月の年金で納めた額が、仮徴収額となります。

②10・12・2月は本徴収として、前年所得の確定後に決定した年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

※年金天引きにならない方

年金額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えてしまう方、介護保険料が天引きされていない方、年度の途中で後期高齢者医療被保険者になった方、年度途中で転入した方等

◆普通徴収

普通徴収は7月から翌年2月までの年8回、納付書または口座振替で納めていただきます。

※国民健康保険税で口座振替を利用していた方も、再度口座振替の申込が必要ですので、取扱金融機関でお申込ください。